

訂正（下線箇所）

1月24日に提供した資料について、下記の一部を訂正いたします。

2. 島根県の対応

(1) 島根県の対応について

- ③ 飲食店等への営業時間短縮要請協力金について【資料6】**

令和4年1月24日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第60回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年1月24日（月）9：30～9：50

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計24名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の患者発生状況等について説明

【資料1】

- ・1月以降、連続して感染が確認されていますが、1月12日に101人と、100人を超える、16日に118人、17日以降も連日150人を超える感染が確認されています。下側のグラフになりますが、1月17日から22日までの6日間で996人と、約千人の感染者が確認されており、感染拡大の傾向が続いている状況です。県内各地で感染者が確認されており、特に、20日には190人と1日あたりで最も多い感染者が確認されています。
- ・月別に見ると、1月の感染者数は、22日までに1,685名となっており、過去最高でありました昨年8月の629名の2.7倍の人数となっています。
- ・保健所においては、感染者の疫学調査と検査を進めておりますが、その中で児童福祉施設、社会福祉施設、飲食店、学校関係で集団感染の発生を確認しており、これにより感染者数が増えている状況となっています。また、二次感染として、家庭内で広がるケースも多く、家庭における基本的な感染防止対策が重要となっています。
- ・医療提供体制としまして、最大で368床を確保しており、現在、速や

かに患者の受入れができる即応病床を313床まで増やしています。

- ・22日時点での入院患者は121名で、病床使用率は、確保病床で32.9%、即応病床で38.7%となっています。この入院患者の他、グラフの一番下になりますが、22日時点での入院等の調整が終わった方が168人、調整中の方が187人となっています。
- ・現在、必要な入院治療ができる医療提供体制を確保するために、病床確保計画上の第5段階の運用として、保健所・県広域入院調整本部のメディカルチェックによる入院等の調整を実施しているところです。軽症で重症化リスクのない方は、宿泊療養又は自宅療養としており、22日時点で宿泊療養は46人、自宅療養は812人となっています。
- ・現在、保健所においては、積極的疫学調査等を全力で進めており、感染者が増加する中でも今後の行動履歴の把握、接触者の特定、検査の実施を確実に行えるよう、体制の強化を図っています。
- ・感染者の増加に伴う各保健所における積極的疫学調査体制の確保、また、入院等の療養の調整、自宅療養者が安心して療養できるよう健康観察、生活支援を行う体制の確保のため、健康福祉部から専門職を、全庁応援として事務職を応援派遣するとともに、各自治体からも保健師の派遣をいただき、各保健所の体制を強化しています。
- ・今後も必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

② 全国の感染状況について説明（防災部）

【資料2】

- ・資料は21日10時時点で公表されている厚生労働省発表資料を基に全国一週間単位の新規感染者数の状況をまとめたものになります。22日以降発表されておりませんので最新のものとなります。
- ・このうち表中の新規感染者数ですが、公表データでは1月14日から1月20日までの期間の集計となります。警戒を強化すべきレベルとしているレベル2の島根県の目安のうち、直近一週間の人口10万人あたりの新規要請者数15人以上の目安を超えている都道府県は20番目の島根県を含め、1番上の沖縄県から46番目の富山県の46都道府県となります。

③ 「感染状況のレベル」について（防災部）

【資料3】

- ・政府分科会が提言した新たなレベル分類の考え方となります。表の下段に記載していますが、各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、2枚目に参考指標としている参考指標を用いて総合的に判断することとされています。
- ・表中のレベル3の状況については一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況としています。

- ・昨日23日10時時点においてレベル3の目安の数値については確保病床使用率50%超に対し32.9%、重症病床使用率50%超に対し3.6%となっています。
- ・2枚目の参考指標のうち、②の療養者数については、人口10万人あたりの全療養者数は200人となり、前回59回本部会議開催日1月17日時点の数値58.3人を大きく上回っている状況です。

2. 島根県の対応について

(1) 島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置公示に関する要請について（案）について説明 【資料4】

【防災部長】

説明がありましたように政府に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請してよろしいでしょうか。本部員の皆さんにご意見を伺います。

【本部員】

異議なし

【防災部】

異議がないようですので、本案のとおり対策本部会議終了後、直ちに政府に対し要請を行うこととします。

防災部（防災危機管理課長）

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示がなされた場合の島根県の対応（案）について説明 【資料5】

【防災危機管理課長】

- ・知事、法に基づくまん延防止等重点措置の公示がなされた場合の島根県の対応については（案）のとおり進めてよろしいでしょうか。

【知事】

この（案）のとおり対応します。この内容で準備を進めてください。

商工労働部（商工労働部長）

③ 飲食店等への営業時間短縮要請協力金について（商工労働部）【資料6】

- ・飲食店等への営業時間短縮要請協力金の概要について説明します。

- ・まず、協力金の1店舗あたり1日あたりの単価ですが、国の協力金の実施要領により、要請の内容毎に単価が示されていますので、島根県においてもこれに準拠した設定としています。
- ・島根県においては、先ほどの説明のとおり、第三者認証店と非認証店では要請の内容が異なります。
- ・中小企業等の単価については、非認証店は営業時間を午後8時までとし、酒類の提供はしないということで要請をすることとしておりますので、単価は前年、前々年同期の1日の売上高の4割、金額としては3万円～10万円です。
- ・次に認証店ですが、認証店については午後9時までの営業時間とし、酒類の提供は可能とします。その場合は、上記に比べて売り上げが高いことが予想されますので、単価としては売上高の3割、金額は2.5万円～7.5万円となります。
- ・また、認証店であっても、営業時間を午後8時までで酒類を提供しない場合には非認証店と同額となり、売上高の4割、金額としては3万円～10万円となります。
- ・次に、大企業についてですが、要請内容は中小企業等と同じで有り、単価については、いずれの場合も一日あたりの売上高の減少額の4割で上限は20万円です。

なお、中小企業等においてもこの方式を選択することは可能です。

- ・次に支給額ですが、
(上記1の単価) × (要請に応じた期間の日数) となります。
- ・原則、要請した全ての期間に協力して頂いた場合に支給することになります。ただし、準備を要する場合は、「まん延防止等重点措置」の適用日から3日後までに、開始していただければ、要請に協力した期間について支給します。
- ・その算定日数については、この表に表示したとおりとなります。
- ・知事、飲食店等への営業時間短縮要請協力金について説明した内容で進めてよろしいですか。

【知事】

この内容で準備をすすめてください。

3. 知事指示事項

- ・本日、政府に、まん延防止等重点措置の適用の要請を行いました。
- ・明日以降、政府の対策本部会議が開催され、まん延防止等重点措置の対象

訂正（下線箇所）

商工労働省作成の資料に一部誤りがあることがわかりました。

正しい内容については別紙資料をご確認ください

区域の決定がなされる予定であり、その政府の決定後、改めて、県の対策本部会議を開催し、県の対応の詳細を決定する予定であります。

- ・県内では、直近6日間で、連続して150人以上の感染者が確認されており、現在、小・中・高等学校の部分休校をお願いしている5市町以外の地域でも、保健所の調査や、入院時の調整、自宅療養者の健康観察などの業務がひっ迫しつつあり、県内全体に感染が拡大するおそれがあります。
- ・また、このまま療養者、感染者の増加が続くと医療提供体制にも大きな支障が生じかねない状況です。
- ・こうした状況を踏まえて、島根県にまん延防止等重点措置の適用を求める要請を政府に行ったところです。
- ・まん延防止等重点措置が適用された場合の対象地域は、以上の状況を踏まえまして、県内全域を予定しております。
- ・その期間は、政府において決定されることになりますが、仮に、明日（25日）決定となれば、これまでの例では、2日後の27日からの適用となり、期間は3週間が想定されます。
- ・適用後は、
 - ①県内においても、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えていただくよう要請する予定です。
 - ②飲食店等に対しては、営業時間の短縮を求めることや、県の認証をとっていない飲食店において酒類の提供を行わないことなどを要請するとともに、これらの要請に応じていただいた飲食事業者等に対し、国の交付金を活用して協力金を支給いたします。
 - ③県外からの集客が見込まれる県立施設を休館とし、
 - ④この他、引き続き県外への移動自粛や感染防止対策の徹底を県民の皆様に要請する予定です。
- ・営業時間の短縮などを願いすることとなる飲食事業者等の皆様には、県内の感染状況や、保健所のひっ迫、医療提供体制のリスクなどについて、是非ともご理解とご協力をいただきますようお願いします。
- ・加えて、想定される27日からの適用に向けて、先ほど申し上げた要請内容や協力金の金額をご確認いただき、対応の検討や準備を進めていただきますよう、重ねてお願いします。
- ・県民の皆様にも、追加のお願いをすることになりますけれども、県の対応についてご理解いただき、感染状況の早期改善に向けて、感染防止対策を徹底していただきますようお願いします。

島根県商工労働部商工政策課
担当者名 永富
TEL 0852-22-5286

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の概要の訂正について

本日開催した、第60回島根県対策本部会議の「資料6」について、下記のとおり訂正します。

(訂正前)

1. 協力金の単価（1店舗あたり1日あたり）

(2) 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの 売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	
	午後8時まで	なし	

(訂正後)

1. 協力金の単価（1店舗あたり1日あたり）

(2) 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの 売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減 少額が500,000円以下の場合) <u>売上高減少額の4割 又は</u> <u>1日あたりの売上高の3割の低い額</u>
			(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減 少額が500,000円超の場合) <u>20万円 又は</u> <u>1日あたりの売上高の3割の低い額</u>
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの 売上高減少額の4割) 上限20万円